

【記入例8(P24)】 利用事業者以外からの製造委託があった場合(例:プラスチック容器製造・加工会社)

株式会社○×容器製造会社

◆事業規模 : 従業者数 30人
総販売額 4億円

◆業務内容

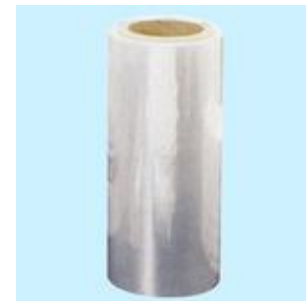
プラスチック製原反の製造、プラスチック容器の製造加工

①原反のまま食料品製造事業者(利用事業者)に納入

年間販売額 3億円

②委託された容器を製造加工して利用事業者でない委託元に納入し、
委託元が精密機械器具製造業(利用事業者)に出荷

年間販売額 1億円





政府統計

令和●年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

（秘） 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所（工場等）ごとではなく**企業単位**でご回答ください（農業事業体等は業体単位でご回答ください）。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和●年度の実績**（出ない場合は直近年度の実績）を記入してください。
4. 本調査へは、（公財）日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください（詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください）。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル（食料品（乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等）用、清涼飲料用、酒類用）
- c) 紙製容器包装（主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック（アルミの利用されていないもの）は除きます）
- d) プラスチック製容器包装（主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます）

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

（利用）①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

（製造等）①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

<回答の手順>

◆事業規模

従業員数：30人

総販売額：4億円

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社（あなた）の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

同封の『簡易回答票』にご回答ください。（本票

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名：

法人番号：

※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください

部署名：

住所：〒

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話：

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス：

1. 令和●年3月末時点での従業員数

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和●年度総販売額

1. 7千万円以下

2. 7千万円超 2億4千万円以下

3. 2億4千万円超

1.～3.の該当するもの1つに○を付けてください。

※『記入上の注意』P2参照

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまるすべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけでなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和●年度販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆					億		百万 円
II. 漁業としての販売額			兆					億		百万 円
III. 製造業としての販売額			兆				4	億	0 0	百万 円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆					億		百万 円
V. 飲食店としての販売額			兆					億		百万 円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆					億		百万 円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」として記入してください）。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）が容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するか否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

業務は製造業に該当
総販売額は4億円

（インプラントの扱い）

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

※各容器包装ごとに該当する容器包装の形態、その指示に従ってください。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等のものすべてを選択してください。次に右の容器包装の種類（a～h）すべてに○を付

②利用事業者以外から容器の製造を委託され、形状、材質は委託者が決定→製造に該当しない。（委託者が製造業者となる）

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類							
		a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a, b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラスチック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラスチック製 包装
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を							g	h
	イ 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f		
	ウ 容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f		
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／包装材料の製造・輸入のみを行っている等】 商品の容器包装への付着や梱包のみについて受委託があり	a	b	c	d	e	f		
委託・受託の関係がある商品	オ 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。							g	h
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d		f		
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である（容器利用事業者の委託の場合）又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ（容器利用事業者 以外の委託の場合）。※【記注】P8の2.(1)(2)Bに該当	a	b	c	d	e	f		
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f		

『ご回答いただく設問』
(ア～クのうち複数に該当する場合、
複数の設問にお進みいただくこともあります。)

①プラ原反のまま利用事業者へ納入する場合→
製造に該当しない。（利用事業者が製造者となる）

②利用事業者以外から**プラ製容器**の製造を委託され、
形状、材質を自社で決定→**製造に該当する。**

この先の質問に回答する
必要はございません。

P8の4へ

※受託関係の場合の義務者については「記入上の注意」p8の2. 製造等に係る委託を参照

委託されて製造した**プラ製容器**(形状、材質は自社で決定)を**その他製造業**に出荷

出荷対象業種は1～7に該当しないので「8.その他」を選択

容器販売額 1億円(100百万円)・・・f-①欄

容器出荷量 10g×200,000個=2,000kg・・・f-②欄

すべて家庭向けの商品の容器であり、回収はしていない・・・f-③、④欄

4 容器の製造等の量及び販売額

回答欄	出荷対象業種 (容器に入れる商品の業種) [1つだけ○]	容器の種類	単位	a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a. b以外)	d. ペットボトル (飲料、しょうゆ、しょうゆ 加工品等、酒用)	e. 紙製容器	f. プラスチック 製容器
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等	①: 容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	100 百万円
	3. 酒類 4. 油脂加工等	②: 国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	2,000 kg
	5. 医薬品 6. 化粧品等	③: 回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	0 kg
	7. 小売業 8. その他	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	0 kg
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等	①: 容器の販売額(百万円)		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	3. 酒類 4. 油脂加工等	②: 国内出荷量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	5. 医薬品 6. 化粧品等	③: 回収容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg
	7. 小売業 8. その他	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		kg	kg	kg	kg	kg	kg

回収している容器があれば③に計上

【記入例9(P26)】 商品に複数の容器包装を用いる場合(例:化粧品会社)

株式会社○×化粧品

◆事業規模 : 従業者数 50人

総販売額 2億2千5百万円

◆業務内容

化粧品の製造販売

製造した化粧品をプラスチック容器に入れさらに紙箱に入れて販売

使用する容器、箱は国内で購入

国内用10万個、輸出用5万個

国内用は家庭向けに販売





令和●年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

政府統計

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和●年度の実績**(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは、(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないものは除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等)

※詳細は

<回答>

◆事業規模

従業員数 : 50人

総販売額 : 2億2千5百万円

フェイスシートに記入(P1)

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答(P2)

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

②でア、オを選択

②でイ、カを選択

②でウ、キを選択

3-1 〆(P4～6)

3-2 〆(P6～7)

4 〆(P8)

容器包装の利用の量及び販売額

容器包装の利用の量及び販売額

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

同封の『簡易回答票』にご回答ください。(本票

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名 :

法人番号 :

※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください

連 部 署 名 :

住 所 :

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電 話 :

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス :

1. 令和●年3月末時点での従業員数

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和●年度総販売額

7. 7千万円以下

8. 7千万円超 2億4千万円以下

9. 2億4千万円超

7.～9.の該当するもの1つに○を付けてください。

※『記入上の注意』P1参照

※『記入上の注意』P2参照

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまるすべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和●年度販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆					億		百万 円
II. 漁業としての販売額			兆					億		百万 円
III. 製造業としての販売額			兆			2		億	25	百万 円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆					億		百万 円
V. 飲食店としての販売額			兆					億		百万 円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆					億		百万 円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」として記入してください）。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当する場合は、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

化粧品製造なので「**製造業**」に該当
総販売額は**2億2千5百万円**

（インプラントの扱い）

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a～h）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数の該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装	
委託・受託の 関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。									→ P8の 4 へ
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っており、 装材の製造・輸入のみを行っている】									→ この先の質問に回答する 必要はございません。
委託・受託の 関係がある商品	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託がある。 その委託者である。(充填委託) ※『記注』P8の1.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である(容器利用事業者の委託の場合)又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ(容器利用事業者 以外の委託の場合)。 ※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当	a	b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する 必要はございません。

紙製容器、プラ製容器を使用して
商品を販売。

購入した容器は化粧品に使用

◆紙製容器の使用 1個5g×15万個＝750kg

輸出用 5g×5万個＝250kg・・・e－②欄

国内向け 5g×10万個＝500kg・・・e－③欄

国内向けはすべて家庭向け、紙箱の回収(認定外)が100kgあり・・・e－⑥、⑦欄

商品販売額 1500円×15万個＝2億2500万円(225百万円)・・・e－①欄

◆プラスチック製容器の使用 1個20g×15万個＝3,000kg

輸出用 20g×5万個＝1,000kg・・・f－②欄

国内向け 20g×10万個＝2,000kg・・・f－③欄

国内向けはすべて家庭向け、容器の回収(認定外)が90kgあり・・・f－⑥、⑦欄

商品販売額 1500円×15万個＝2億2500万円(225百万円)・・・f－①欄

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含み ません(他の欄も 同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入り ます。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合 は⑧欄に記入してくだ さい
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	225 百万円	250 kg	500 kg	0 kg	500 kg	100 kg	0 kg	%
		f. プラスチック製容器	225 百万円	1,000 kg	2,000 kg	0 kg	2,000 kg	90 kg	0 kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

【記入例10(P28)】 小売に際してレジ袋を用いる場合(例:スーパー等)

株式会社〇×スーパーマーケット

◆事業規模 : 従業者数 4人

総販売額 2千万円

◆業務内容

小売のみ

①レジ袋を用いて商品を販売

年間販売額 1,500万円

レジ袋は全て国内で購入

②レジ袋を用いずに商品を販売(客がマイバッグに入れる等)

年間販売額 500万円





政府統計

令和●年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場)ごとではなく企業単位でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて令和●年度の実績(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないものは除きます))
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

<回答の手順>

◆事業規模

従業員数 : 4人

総販売額 : 2千万円

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答
ください。

同封の『簡易回答票』に
ご回答ください。(本票

※営んでいる業務において容器包装
の利用及び製造等をまったく行ってい
ない場合でも、『簡易回答票』に
記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名 :

法人番号 :

※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください

連
絡
先
部署名 :

住所 :

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話 :

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス :

1. 令和●年3月末時点
での従業員数

※『記入上の注意』P1参照

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当する
もの1つに○を付け
てください。

2. 令和●年度
総販売額

※『記入上の注意』P2参照

f. 7千万円以下

g. 7千万円超 2億4千万円以下

h. 2億4千万円超

f.～h.の該当する
もの1つに○を付け
てください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまるすべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和●年度販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆					億		百万 円
II. 漁業としての販売額			兆					億		百万 円
III. 製造業としての販売額			兆					億		百万 円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆					億	20	百万 円
V. 飲食店としての販売額			兆					億		百万 円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆					億		百万 円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」として記入してください）。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）が容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するかは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

業務は小売業で「卸・小売業」に該当
総販売額は2,000万円

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数の該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装	
委託・受託の 関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。									→ P8の 4 へ
委託・受託の 関係がある商品	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行 装材の製造・輸入のみを行									→ この先の質問に回答する 必要はございません。
	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて受 その委託者である。(充填委託) ※『記注』P8 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である(容器利用事業者の委託の場合)又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ(容器利用事業者 以外の委託の場合)。 ※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当	a	b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する 必要はございません。

レジ袋(プラスチック製容器)を使用
して商品を販売。
※レジ袋は「容器」となります。

ポイント：レジ袋に関しては、どんな商品を入れて販売しても、すべて**小売業**扱い。
また、容器利用商品販売額には、レジ袋に入れて販売した商品の全額を記入する。

①**レジ袋(プラスチック製容器)**を用いて商品を販売した場合 家庭向け、回収なし

年間販売額 1500万円(15百万円) f-①欄

レジ袋使用量 1枚5g×10万枚=500kg f-③欄

②レジ袋を用いずに商品を販売した場合(客がマイバッグ利用等)

年間販売額 500万円 → 容器包装を利用・製造していないので記入しない

注) 鮮魚、精肉販売などに**発泡スチロールトレイ**、**ラップフィルム**を利用している場合は、**トレイは「プラスチック製容器」、ラップフィルムは「プラスチック製包装」として記入**します。また、店頭で**トレイの回収**を実施している場合は、**⑥の回収量欄にも記入**して下さい。

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回答欄	商品が属する業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円						kg	%
		c. ガラスびん(a.b以外)	百万円						kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	15 百万円	0 kg	500 kg	0 kg	500 kg	0 kg	0 kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

店頭回収があれば⑥に記入

【記入例12(P33)】 事業所で自ら商品を製造し、販売している場合

(例: ケーキ店)

株式会社○×洋菓子店

◆事業規模 : 従業者数 4人

総販売額 2千万円

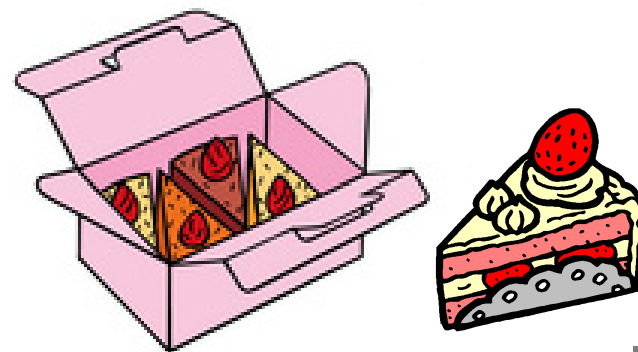
◆業務内容

店内でケーキを製造し、その場で販売 … 製造小売業

ケーキにプラフィルム、アルミシートを付け、紙箱に入れて販売

紙箱、プラフィルムは全て国内で購入。

※アルミシートは特定容器包装に該当しない。





令和●年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

政府統計

秘

容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和●年度の実績**(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは、(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないものは除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

<回答の手順>

◆事業規模

従業員数 : 4人

総販売額 : 2千万円

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

同封の『簡易回答票』にご回答ください。(本票

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名 :

法人番号 :

※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください

部署名 :

住所 :

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話 :

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス :

1. 令和●年3月末時点での従業員数

※『記入上の注意』P1参照

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.~c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和●年度総販売額

※『記入上の注意』P2参照

1. 7千万円以下

2. 7千万円超 2億4千万円以下

3. 2億4千万円超

1.~3.の該当するもの1つに○を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまるすべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけでなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和●年度販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆					億		百万 円
II. 漁業としての販売額			兆					億		百万 円
III. 製造業としての販売額			兆					億		百万 円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆					億	20	百万 円
V. 飲食店としての販売額			兆					億		百万 円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆					億		百万 円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合は、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合は、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は、「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

（委託・受託の関係）

容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、選択肢（ア～エ）のうち該当する記号に○を付け、受委託関係がある場合は、選択肢（オ～ク）のうち該当する記号に○を付けてください。

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するか否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

製造小売業は「**小売業**」に該当

※ただし、店内に飲食スペースがあり、

飲食業の方が主であれば「飲食店」となる。

総販売額**2000万円**

※例えば、プラスチック製ボトルを原料で購入した飲料メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべてを選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数の該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)	
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装		
委託・受託の 関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	☒ e	f	g	☒ h	→ P4～6の 3-1 へ	
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ	
	ウ 容器を、		b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ	
	エ 上記ア		b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する 必要はございません。	
委託・受託の 関係がある商品	オ 商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e		g	h	→ P4～6の 3-1 へ	
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、	a									
		a									

製造したケーキを**紙箱**に入
れて販売。

製造したケーキに**プラフィルム**を付けて販売。
プラフィルムは**プラスチック製包装**に該当。

※アルミシートは特定容器包
装ではないので調査対象外。

この先の質問に回答する
必要はございません。

ポイント：製造小売の場合は、**小売業**として回答する。

①**紙箱（紙製容器）**について

商品販売額 1個2,000円×1万個＝2000万円（**20百万円**） e-①欄

紙箱使用量 1箱100g×1万個＝**1,000kg** e-③欄

②**プラフィルム（プラスチック製包装）**について

プラフィルム使用量 1枚5g×1万枚＝50kg h-③欄

※ 全て家庭向け販売。回収していない。e-⑥、⑦欄、f-⑥、⑦欄は0kg

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	20 百万円	0 kg	1,000 kg	0 kg	1,000 kg	0 kg	0 kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			50 kg			0 kg	0 kg	%

よくある質問

- Q1** (公財)日本容器包装リサイクル協会に対し、既に再商品化委託を申込んでいるが、本調査にも回答する必要があるのか。
- A1** (公財)日本容器包装リサイクル協会への申し込みは特定事業者が再商品化の義務を果たすためのものです。本調査は、各事業者の再商品化義務量の比率を算出するためのものであり、**目的が異なります**。また、データの守秘義務の関係から、(公財)日本容器包装リサイクル協会に申し込まれている**データを流用することはできません**ので、**本調査にもご協力下さい**。
- Q2** 業務用と家庭用の違いは何か。
- A2** 一般家庭で消費されることを目的とした商品に利用されている容器包装で、家庭から市町村へゴミとして出されるものが家庭用であり、それ以外が業務用となります。
- Q3** 段ボールは今回の調査の対象ではないのか。
- A3** **段ボール**は、牛乳等の飲料用紙パックと同様、有償で取り引きされてリサイクルされているため、容器包装リサイクル法における**再商品化義務の対象外**とされています。そのため、**本調査でも対象外**としています。
- Q4** ペット樹脂製ボトルに入れたドレッシングを製造しているが、容器の種類は「ペットボトル」欄へ計上してよいのか。
- A4** **ペットボトルとして扱われるのは「飲料(酒類含む)、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料、アルコール発酵調味料(料理酒等)の食用油脂を含まず簡易洗浄で内容物、匂いを除去できるもの」に使用しているものに限られます**。それ以外のものに使用している場合は、ペット樹脂製ボトルであっても「プラスチック製容器(プラスチックボトル)」扱いとなります。また、内容量150ml未満のペットボトルもプラスチック製容器扱いとなります。
- Q5** 容器包装リサイクル法は、家庭から排出される容器包装廃棄物が対象となっているのに、なぜ業務用についても記入しなければならないのか。
- A5** 特定事業者が自らの再商品化義務量を算定する際、業務用出荷量が把握できない事業者は、簡易算定方式を用い「排出見込量」を算出することとなっています。**簡易算定方式に用いる係数には(100－事業系比率)(%)という形で事業系比率が反映されており、その事業系比率を決めるために業務用の数字が必要になるためです**。

回答提出方法

【郵 送】 **同封の返信用封筒**に入れ投函してください

「簡易回答票」はFAXでの返送も可能です

【オンライン回答】 **e-Gov電子申請**へアクセスし
入力した電子調査票ファイルを送信してください

e-GOV

電子申請

e-Gov電子申請 アクセスはこちら⇒ <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

トップページ > 手続検索

> 「手続名称から探す」の検索欄に「容器包装」と入力し検索

> 検索結果で【容器包装利用・製造等実態調査】を選択してください

なお、下記ホームページより調査票、説明資料等のダウンロードが可能です。

(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html



(農林水産省)

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_survey/index.html



●お問合せは、容器包装利用・製造等実態調査事務局の
お電話でも受け付けております（土、日、祝日を除く 9時～18時）